

別表第1 (第2条関係)

区分	種目	障害及び程度	対象年齢	性能等	耐用年数
給付	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	18歳以上	腕、脚等の訓練のできる器具を附带し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年
	特殊マット	①下肢又は体幹機能障害2級以上の者 ②下肢又は体幹機能障害1級の者(常時介護を要する者に限る。) ③児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され、障害の程度が重度又は最重度である者	①3歳以上18歳未満 ②18歳以上 ③3歳以上	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級の者(常時介護を要する者に限る。)	学齢児以上	尿が自動的に吸引されるもので、障害児・者又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の者(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	3歳以上	障害児・者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の者(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	学齢児以上	介助者が障害児・者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	3歳以上	介護者が障害児・者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	3歳以上 18歳未満	原則として附属のテーブルをつけるものとする。	5年
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	学齢児以上18歳未満	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	8年
介護・訓練支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とする者	3歳以上	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児・者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	学齢児以上	障害児・者が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。)。ただし、取り替えたり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	頭部保護帽	①平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する者 ②児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	—	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの。	3年
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する者	3歳以上	障害児・者が容易に使用し得るもの。	3年
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者	3歳以上	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ア 障害児・者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。	8年

別表第1 (第2条関係)

区分	種目	障害及び程度	対象年齢	性能等	耐用年数
自立生活支援用具	特殊便器	①上肢機能障害2級以上の者 ②児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され、障害の程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者	学齢児以上	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	火災警報器	①障害等級2級以上の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) ②児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	—	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	8年
	自動消火器	①障害等級2級以上の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) ②児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	—	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの。	8年
	電磁調理器	①視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯) ②児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者	18歳以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。	10年
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上の者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	18歳以上	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	10年
	在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	3歳以上	透析液を加温し、一定温度に保つもの。
ネブライザー		呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者	学齢児以上	障害児・者が容易に使用し得るもの。	5年
電気式たん吸引器		呼吸機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者	学齢児以上	障害児・者が容易に使用し得るもの。	5年
酸素ボンベ運搬車		医療保険における在宅酸素療法を行う者	18歳以上	障害者が容易に使用し得るもの。	10年
盲人用体温計(音声式)		視覚障害2級以上の者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	学齢児以上	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。	5年
盲人用体重計		視覚障害2級以上の者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	18歳以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	5年
	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害者若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者	学齢児以上	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害児・者が容易に使用し得るもの。	5年
	情報・通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害2級以上の者	学齢児以上	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト。	—
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の身体障害者であって、必要と認められる者	18歳以上	文字等のコンピュータの画像情報を点字等により示すことのできるもの。	6年

別表第1 (第2条関係)

区分	種目	障害及び程度	対象年齢	性能等	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	点字器	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	障害児・者が容易に使用し得るもの。	7年(携帯型は5年)
	点字タイプライター	視覚障害2級以上の者(本人が就労若しくは就学しているか、又は就労が見込まれる者に限る。)	学齢児以上	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。	5年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。 ②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。	6年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。	6年
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	学齢児以上	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの。	8年
	盲人用時計	視覚障害2級以上の者。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	学齢児以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	10年
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害児・者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	—	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害児・者が容易に使用できるもの	5年
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害児・者であって本装置によりテレビの視聴が可能になる者	—	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害児・者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害児・者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児・者が容易に使用し得るもの。	6年
	人工喉頭	喉頭摘出により音声機能障害を有し、本装置により発声が可能となる者	—	①呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。(笛式)	4年
				②顎下部にあてた電動版を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。(電動式)	5年
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	—	点字により作成された図書。	—
	視覚障がい者用地デジ対応ラジオ	視覚障がいの程度が1級又は2級の者	—	テレビ音声及びAM/FM放送を受信する機能を有し、視覚障がい者が容易に使用できるもの。	—
	音声タグレコーダー	聴覚又は発声・発語に著しい障がい等を有し、コミュニケーション等の手段として必要性が認められる者	学齢時以上	インターネット回線又は電話回線で、音声の代わりに映像により通信が可能な機器又はテレビ等に接続することによって通信が可能となる機器で、障がい者が容易に使用し得るもの(情報機器(パーソナルコンピューター)本体、携帯電話は除く。	5年

別表第1 (第2条関係)

区分	種目	障害及び程度	対象年齢	性能等	耐用年数
排泄管理支援用具	ストーマ用装具	ストーマ造設者	—	①低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製。(蓄便袋)	—
				②低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製。(蓄尿袋)	—
	紙おむつ等	①治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ用装具を装着することができない者並びに先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの。 ②脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者、医師意見書(様式第9号)により、医師が必要であると認めた者。	3歳以上	ア 紙おむつ イ サラシ、ガーゼ、脱脂綿 ウ 洗腸装具(耐用期間6か月程度)	—
	収尿器	高度の排尿機能障害者	—	<男性用> 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。ラテックス製又はゴム製 <女性用> A 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの B 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付	1年
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって、障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者)	学齢児以上	障害児・者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	—
貸与 情報・意思疎通支援用具	福祉電話	難聴者又は外出困難な身体障害者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	18歳以上	障害者が容易に使用し得るもの。	—
	ファックス	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者(電話(難聴者用電話を含む。))による、コミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	18歳以上	障害者が容易に使用し得るもの。	—